

## 令和3年度指導監査等結果概要

長寿社会課介護サービス指導室

令和4年7月1日現在

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。

## 令和3年度立入検査等結果概要

長寿社会課介護サービス指導室  
令和4年7月1日現在

| 区分   | 立入検査等実施期間              | 施設名(所在地)   | 指摘等の内容  | 指摘等の件数(件) | 改善済(件) | 改善率(%) | 備考 |
|--|------------------------|--|---|-----------|--------|--------|----|
| 有料老人ホーム<br>(7施設)<br>サービス付き高<br>齢者向け住宅<br>(6施設) | 令和3年10月<br>~<br>令和4年1月 | あさの花<br>(田辺市)<br>エルダーハウスえんがわ<br>(岩出市)<br>カルフル・ド・ルボ印南<br>(印南町)<br>ケアセンター憩いの里船戸<br>(岩出市)<br>ケアビレッジ御坊<br>(御坊市)<br>隅田シルバーハイム<br>(橋本市)<br>ソルマーレ白浜<br>(白浜町)<br>ハイツ六木山<br>(上富田町)<br>はるすの郷・神野々<br>(橋本市)<br>ひだまり湯川<br>(那智勝浦町)<br>リゾートライフこんにちは<br>(紀の川市)<br>ジョイ楽園<br>(橋本市)<br>ポータラカ<br>(田辺市) | <p>(1)施設運営等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に1回以上開催とともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</li> <li>・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</li> <li>・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</li> <li>・夜間業務に常時従事する職員については、6月以内ごとに1回健康診断を実施すること。</li> <li>・親族でない2名又は3名が同一の居室に入居する相部屋が存在した。現在の入居者が退去又は居室を移動したときは、新たに入居者を受け入れることなく、全ての居室を個室とすること。</li> <li>・重要事項説明書について、記載漏れ、誤りがあるので、現状に合致するよう変更すること。</li> <li>・入居契約書について、法人でない連帯保証人を付帯する場合、「極度額」を記載すること。</li> <li>・入居契約書に敷金及び家賃の金額を2種類記載しているので、該当する敷金等の額が明確にわかるよう記載すること。</li> <li>・入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を開催すること。</li> <li>・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。</li> <li>・職員の人権に対する正しい理解の習得のため、人権擁護に関する研修を1年に1回実施すること。また、採用時にも人権擁護に関する研修を実施すること。</li> <li>・職場におけるハラスマントの内容及び職場におけるハラスマントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。</li> <li>・衛生管理推進員が任命されていないので、任命すること。</li> <li>・利用者又は家族の個人情報を使用する場合は、利用者及び家族から文書による同意をあらかじめ得ておくこと。</li> <li>・事故発生防止のための委員会を定期的に開催すること。</li> <li>・事故発生防止のための研修を定期的に実施すること。</li> <li>・事故発生防止等措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</li> </ul> <p>(2)入所者の待遇について</p> <p>(3)防災対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策推進員が任命されていないので、任命すること。</li> <li>・消防訓練(消火訓練・避難訓練)について、年2回以上実施すること、避難訓練については、年1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を実施すること。</li> </ul> <p>(4)金銭等管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ず金銭等を預かる場合は、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法等を管理規程等で定めること。</li> </ul> | 6         | 6      | 100%   |    |
| 合計数  | 13施設                   |  | 3項目 20事項  | 65        | 65     | 100%   |    |

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。